

ワイドニュース

川崎市宮前区版 2022年11月11日掲載

市政報告

小児医療費助成 中学3年まで拡大

〈本来なら国が制度を整えるべき〉
みらい川崎市議会議員団 おだかつひさ

川崎市長は9月2日、て、神奈川県内では、小必要。議会では、引き続き、この一部負担金の廃止も求めています。

意見書を議決

「小児医療費助成制度 学校6年生までとする自己負担（通院助成）」の対象者 治体は川崎市のみ。
を中学3年生までに拡大、さらに所得制限も撤廃制限があり、川崎市で廃すとの見解を示しました。来年度中の実施と
象外となっている（小学6年生は31・4%）。

川崎市の制度の課題

市の現状をみると――
①助成の対象者について 非課税の世帯を除くが

②児童手当に準ずる所得制限があり、川崎市で廃すとの見解を示しました。来年度中の実施と象外となっている（小学6年生は31・4%）。

③小学4年生以上には通院ごとに1回5000円の負担（市民税所得割が

子どもが暮らす自治体や親の所得によって、①小児医療や重度障害者医療費などの医療サービス、②児童手当や幼児教育・保育の無償化などの「子育て」支援、③高校や大学の無償化などの「教育にかかわる」支援など、子どもが受給する機会に差があることは好ましくありません。

そこで、川崎市議会は「子どもの医療費助成については、国が全国一律の制度を創設」すること、さらに「子育て支援以降は3割とされているに係る所得制限の撤廃等を求める」2本の意見書を先の定例会最終日の10月14日に議決しました。

国や県にも制度改善を国や県に改善を求めている課題もあります。

①県からの補助について、対象が未就学児に限られ、その上、補助割合も一般市の3分の1に對して、政令市である川崎市は4分の1なのです。3分の1で試算すると約2億円もの川崎市の負担増となっています。

川崎市民も県内他の市町村と同様の県税負担をしていますが、著しく租税負担の公平性が損なわれています。

②国の医療保険制度においては、自己負担割合は就学前は2割、就学後

恒久的な財源の確保も今回の見直しで、新たに約16億円が必要（総額は約62億円）と試算。一部負担金を廃止すると、さらに3・5億円必要です。不断の行財政改革は必須なのです。



おだかつひさ

1961年幸区生まれ、駒場東邦高校、中央大学法学部卒業（地方自治、都市政策専攻）国会議員秘書を経て、2003年市議会初当選、現在5期目。まちづくり委員会委員、2021年5月、市議会副議長に就任。好きな言葉「知行合一」、「嫌を避くる者は皆内足らざるなり」有馬在住

おだかつひさ